

こ成事第 433 号  
令和 5 年 8 月 22 日  
こ成事第 567 号  
令和 5 年 12 月 19 日

都道府県知事  
指定都市市長  
各 中核市市長 殿  
児童相談所設置市長  
市区町村長

こども家庭庁成育局長

次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に  
係る交付金の算定方法の取扱いについて

標記の交付金の交付については、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 370 号こども家庭庁長官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）によるもののほか、次によることとし、令和 5 年 4 月 1 日から適用することしたので社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取扱いについて遺憾なきを期されたい。

## 1 一部改築

### (1) 交付金算定の基本的な考え方

#### ア 定員1人当たり（1世帯当たり）の場合

定員1人当たり（1世帯当たり）の交付基礎点数に一部改築部分に係る定員数を乗じることにより、一部改築部分のみの交付金額を算定する。

ただし、一部改築部分に係る定員数が算定できない場合の定員数は次により算出することとする。

$$\text{一部改築に係る定員数} = \text{定員} \times \frac{\text{改築面積}}{\text{既存施設の総面積}} \quad (\text{小数点以下切捨て})$$

#### イ 定員1人当たり（1施設当たり）の場合

1施設当たりの交付基礎点数に一部改築部分に係る割合を乗じることにより、一部改築部分のみの交付金額を算定する。一部改築部分に係る割合は次により算出することとする。

$$\text{一部改築に係る割合}(\%) = 100 \times \frac{\text{改築面積}}{\text{既存施設の総面積}} \quad (\text{小数点以下切捨て})$$

### (2) 交付基礎点数の算定方法

#### ア 定員1人当たり（1世帯当たり）の場合

$$\text{交付基礎点数} = \frac{\text{定員1人当たり}}{\text{（1世帯当たり）}} \times \frac{\text{一部改築に係る定員数}}{\text{交付基礎点数}} \quad (\text{小数点以下切捨て})$$

#### イ 定員1人当たり（1施設当たり）の場合

$$\text{交付基礎点数} = \frac{\text{1施設当たり}}{\text{交付基礎点数}} \times \text{一部改築に係る割合} \quad (\text{小数点以下切捨て})$$

### (3) 交付金の算定方法

交付要綱の8に定めるところによるものとする。

### (4) その他

既存施設の一部を解体し撤去する場合における解体撤去工事費及び仮施設整備工事費についても上記と同様の考え方により算出するものとする。

ただし、障害児施設等においては満額算定するものとする。

## 2 拡張

### (1) 交付金算定の基本的な考え方

定員1人当たり（1世帯当たり）交付基礎点数に定員を乗じて得た額に現在の交付金算定面積に対する拡張対象面積の比率を乗じることにより、拡張部分のみに係る交付金額を算定する。

1施設当たりの交付基礎点数に現在の交付金算定面積に対する拡張対象面積の比率を乗じることにより、拡張部分のみに係る交付金額を算定する。

なお、拡張対象面積は次により算出することとする。

$$\text{拡張対象面積} = \frac{\text{現在の交付金算定面積}}{\text{現在の交付金算定面積}} - \frac{\text{当時の国庫負担(補助)基準面積}}{\text{現在の交付金算定面積}}$$

ただし、拡張する実面積が上記により算出した拡張対象面積を下回る場合には、実面積を拡張対象面積とする。

### (2) 交付基礎点数の算定方法

ア 定員1人当たり（1世帯当たり）の場合

$$\text{交付基礎点数} = \frac{\text{定員1人当たり(1世帯当たり)}}{\text{現在の交付金算定面積}} \times \frac{\text{拡張対象面積}}{\text{現在の交付金算定面積}} \times \text{定員 (小数点以下切捨て)}$$

イ 定員1人当たり（1施設当たり）の場合

$$\text{交付基礎点数} = \frac{\text{1施設当たり}}{\text{現在の交付金算定面積}} \times \frac{\text{拡張対象面積}}{\text{現在の交付金算定面積}} \quad (\text{小数点以下切捨て})$$

### (3) 交付金の算定方法

交付要綱の8に定めるところによるものとする。

(4) 上記(1)から(3)の規定にかかわらず、小型児童館及び児童センターの拡張に係る交付基礎点数等については、以下のとおりとする。

① 小型児童館を児童センターとするため既存施設の延べ面積の増加を図る場合は、整備面積119㎡、交付基礎点数7,483点（交付要綱8(3)に該当する事業は14,966点）を限度とする。

② 既存の小型児童館及び児童センターにおいて、放課後児童健全育成事業を実施するため、延べ面積の増加を図る場合は、整備面積31.8㎡、交付基礎点数1,997点（交付要綱8(3)に該当する事業は3,994点）を限度とする。

③ 既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合は、交付基礎点数に 2,243 点（交付要綱 8（3）に該当する事業は 4,486 点）を加算する。

（5）障害児施設等においては満額算定するものとする。